

訪問看護ステーション翔 運営規程

(事業の目的)

第一条 (有)聖が開設する訪問看護ステーション翔（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(事業の運営方針)

第二条 1. ステーションの看護師等は、介護保険においては要介護者・要支援者等の、医療保険においては医師が訪問看護を認めた方に対して、心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるよう支援する。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業の名称及び所在地)

第三条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 訪問看護ステーション翔
2. 所在地 宮崎県宮崎市大字本郷北方2708 ケアタウン飛鳥内

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第四条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者 看護師1名
管理者は、看護職との兼務、ステーションの従事者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。
2. 看護職 看護師2.5名以上（常勤専従1名以上）
3. 理学療法士 作業療法士 適当数：利用者数に応じて。
看護師等（准看護師、理学療法士及び作業療法士は除く。）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。
看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第五条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
3. 訪問看護サービス対応日1年中すべて対応する。
4. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第六条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 療養上の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション
6. 認知症患者の看護
7. 療養生活や介護方法の指導
8. カテーテル等の管理
9. その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第七条

1. 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その1割の額とする。
なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。
2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。
3. 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第八条 通常の事業の実施地域は、宮崎市（佐土原地域・高岡地域を除く）の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第九条 1. 看護師等は、訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
2. 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第十条 1. 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の処置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。
3. 虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を別に定める。

(その他運営に関する重要事項)

- 第十一条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 1. スタッフ間の勉強会や、研修に参加し、看護師の資質向上を図る。
 - 2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 聖と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 24 年 11 月 10 日から施行する。

平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 8 月 26 日から施行する。